

インドネシア：電力法に関する憲法裁判所の一部違憲判決

アジアニュースレター

2025年1月10日号

執筆者：

[吉本 祐介](#)y.yoshimoto@nishimura.com[Luky Walalangi](#)Lwalalangi@wplaws.com[我妻 由香莉](#)y.wagatsuma@nishimura.com[Rendi Prahara Septiawedi](#)rseptiawedi@wplaws.com

インドネシアの憲法裁判所は、電力に関する 2009 年法律第 30 号（以下「電力法」といいます。）第 10 条第 2 項などの合憲性に関して、2024 年 11 月に判決 39/PUU-XXI/2023（以下「本判決」といいます。）を下しました。本判決の概要は以下の通りです。

1. 電力事業活動のアンバンドリングの合憲性

本判決においては、電力事業活動のアンバンドリング（民間事業者 1 社が一体として行っていた①発電、②送電、③配電、及び④売電の各事業を分離すること）の合憲性が論点になりました。

憲法裁判所は、2015 年の判決 111/PUU-XIII/2015 において、原則として、政府のコントロールのない電力事業活動のアンバンドリングは違憲であるという判断をしていました。本判決は、この判断を再確認するもので、（一体的に実施しないことが可能という解釈がされ得る）電力法第 10 条第 2 項の「できる」という文言が違憲とされ、拘束力を持たないと判断されました。電力法第 10 条第 2 項は、以下の通り読み替えられることとなります。

| 本判決以前 | 本判決以降 |
|--|---|
| 第 1 項に定める公共の利益のための電力の供給事業（執筆者注：上記①乃至④の各事業を指します。）は、一体的に実施 <u>することができる</u> 。 | 第 1 項に定める公共の利益のための電力の供給事業は、一体的に実施するものとする。 |

2. 事業者への影響

本判決は、独立系発電事業者（IPP）事業スキームが本質的に事業のアンバンドリングを伴うことから、インドネシアで現在進行中の IPP 事業スキームが継続可能かという問題を提起しているといえます。もっとも、以下の理由から、本判決後も IPP 事業スキームが依然として継続可能であるという解釈もあり得るところです。

- (i) 本判決は、IPP 事業スキームを明確に禁止してはいないこと。
- (ii) IPP 事業スキームは、公共の利益のための電力供給に対する政府のコントロールを必然的に失わせるというのではなく、電力法に関する憲法裁判所の判決はいずれも、インドネシアにおける電力事業に対する政府のコントロールを維持することの重要性を強調しているだけであるといえること。
- (iii) 電力法第 11 条第 1 項は、公共の利益のための電力供給事業を民間事業者が行うことを明確に認めて

いること。

政府は公式プレスリリースを発表し、近い将来採用されるであろう政策決定を待つよう事業者に勧告していることから、今後の動向を注視することが重要になります。

本ニュースレターは、インドネシアの独立の事務所であり、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業と提携関係にある Walalangi & Partners と共同で作成しています。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com